

諮詢第140号の答申 経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更について（案）

本委員会は、諮詢第140号による経済センサス - 活動調査（令和3年調査）及び個人企業経済調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和2年3月17日付け総統経セ第17号、20200310統第3号により総務大臣及び経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」及び令和2年3月17日付け総統経第48号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「経済センサス-活動調査」（基幹統計調査。以下「活動調査」という。）及び「個人企業経済調査」（基幹統計調査。以下「個人企業調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「（2）理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 活動調査の見直し

（ア）調査対象の範囲の変更

活動調査では、これまで、農林漁家等を除く全ての民営事業所を調査対象としていたが、本申請では、国及び地方公共団体の事業所を調査対象とする乙調査を新設する計画である。

これは、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）の指摘を踏まえ、国及び地方公共団体の事業所の母集団情報の整備・充実に資する内容であることから、適当である。

（イ）調査方法の変更

本申請では、表1のとおり、前回調査において直轄調査で実施していた個人経営企業の複数事業所企業の事業所を調査員調査に移行するとともに、経済構造実態調査（甲調査）の調査対象企業である資本金1億円未満の単独事業所企業等について調査員調査から直轄調査に移行する計画である。また、独立行政法人統計センターが行っているプロファイリング活動（政府統計に関するオンライン回答サポート）の対象企業については、独立行政法人統計センターが調査票の配布・回収等を実施する計画である。

表1 調査対象区分ごとの調査方法の新旧対照表

調査対象区分		調査方法		
		平成28年調査	令和3年調査	
個人経営企業	複数事業所企業	直轄調査	調査員調査 ^(注1)	
	単独事業所企業	調査員調査	調査員調査 ^(注1)	
会社、会社以外の法人	複数事業所企業	直轄調査	直轄調査	
	単独事業所企業 資本金1億円以上の単独事業所、純粹持株会社、不動産投資法人	直轄調査	直轄調査	
		調査員調査	直轄調査	
		調査員調査	直轄調査	
		調査員調査	調査員調査	
外国の会社の事業所		調査員調査	直轄調査	
法人でない団体		調査員調査	調査員調査	

(注1) 個人企業調査の調査対象企業については、直轄調査で実施。

これらについては、前回調査の結果を踏まえ、調査員による調査及び大規模事業所に対する調査をより効率的に実施するために変更するものであり、適当である。

(ウ) 調査事項等の変更

a 調査票の構成の見直し

本申請では、表2のとおり、調査票構成を見直す計画である。

表2 主な調査票構成の変更内容

No	主な変更内容
①	前回、個人経営企業については、新設事業所とは別の調査票を用いて調査したが、今回は「調査票（産業共通）」で調査を実施。
②	複数事業所企業対象の企業調査票について、政治団体、宗教を対象とした団体調査票を除いた全ての調査票を統合。
③	単独事業所企業対象の調査票及び複数事業所企業対象の事業所調査票について、サービス関連産業調査票の構成を再編。

これらについては、前回調査の結果を踏まえ、調査の効率的な実施及び産業ごとに必要とされる事項を的確に把握するために変更するものであることから、適当である。

b 調査事項の変更

本申請では、表3のとおり、調査事項を変更する計画である。

表3 主な調査事項の変更内容

No	主な変更内容	変更理由
①	個人経営企業の調査事項のうち、経理項目について、原則、確定申告書から転記可能なものに限定するとともに、企業単位で把握。	個人経営企業には、比較的規模の小さい企業や事業所が多いことを踏まえ、報告者負担の軽減を図るため、必要最小限の事項を把握することとしたもの。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス収入の内訳について、これまでの日本標準産業分類を基にしていた調査品目から、生産物分類を基にした調査品目に見直し。 ・ 副業の生産構造を把握するための調査品目を追加（例えば、飲食サービス業を対象にした調査票には、サービス収入の内訳として「結婚式サービス」や「住宅賃貸サービス」といった副業に係る調査品目を追加）。 	統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月）において、2020年を対象年次とする活動調査で副業の生産構造を正確に把握するよう指摘されていることを踏まえ、見直すもの。
③	「卸売業、小売業」主業企業において前回調査で把握していた年間商品仕入額について、商品販売に対する商品売上原価に調査事項を見直すとともに、「卸売業、小売業」副業企業でも商品売上原価を調査事項として追加。	国民経済計算等の作成において、商業マージンを把握することが重要であることから、新たに設定するもの。
④	費用総額及び費用項目のうち、減価償却費、外注費及び支払利息等の費用項目を廃止。	報告者負担の軽減の観点から廃止するもの。
⑤	従業者を把握する調査事項である労働者区分について、常用雇用者の区分である「常用雇用者（正社員、正職員）、常用雇用者（正社員、正職員以外）」を「無期雇用者、有期雇用者（1か月以上）」に見直し。	「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえ、見直すもの。
⑥	法人番号を追加。	第Ⅲ期基本計画での指摘を踏まえて追加するもの。
⑦	物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高のうち、リース契約高をファイナンスリースとオペレーティングリースに分割。リース・レンタル物件の一部見直し。	国民経済計算等の精度向上の観点から見直すもの。
⑧	8時間換算雇用者数、事業所に従事している人のうち個人業主等を除いた人の毎月末現在数の合計、電子商取引の有無及び割合、チェーン組織への加盟、宿泊業の収容人数・客室数、鉱業活動に係る費用、酒税・たばこ税・揮発油税及び地方揮発油税の合計額、リース契約による契約額及び支払額の廃止。	報告者負担の軽減の観点から廃止するもの。

これらについては、報告者負担の軽減に資すること、統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月）を踏まえ産業連関表のSUT（供給・使用表）体系への移

行のため副業の生産構造を正確に把握すること、調査結果の利活用ニーズに資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、「減価償却費」の削除については、本調査において粗付加価値額を算出するために必要な項目とも判断されることから、引き続き調査項目とするよう修正することが必要であることを指摘する。また、同様に調査項目から削除することとしている「支払利息等」については、今回、削除することは報告者負担を考慮してやむを得ないものの、今後、国民経済計算推計等に必要とされる可能性もあることから、「3. 今後の課題」で記載した検討を行う必要がある。

(エ) 集計事項の変更

本申請では、表4のとおり、集計事項を変更する計画である。

表4 主な集計事項の変更内容

No	主な変更内容	変更理由
①	集計区分「法人数、建設・サービス収入の内訳」を追加。	調査事項であるサービス収入の内訳について生産物分類をベースとした品目により把握することに伴い、新たに設定するもの。
②	産業横断的集計（事業所数、従業者数）において、国及び地方公共団体の事業所を加えた結果表を追加。	国及び地方公共団体を新たに調査対象に追加したことにより、新たに作成するもの ^(注2) 。
③	旧商業統計調査で公表していた立地環境特性編 ^(注3) について、従来対象産業としていた小売業に加え、飲食サービス業、生活関連サービス業の個人向けサービス業を集計対象に追加の上、継承。	商業統計調査は平成26年調査を最後に中止したが、その後も、「立地環境特性編」に対する地方公共団体等のニーズが高いため、本調査で集計・公表を行うこととしたもの。

(注2) 民営事業所と国及び地方公共団体を合わせた売上（収入）金額については、行政記録（地方公営企業年鑑等）を活用して、前回までの調査と同様、別途参考表を作成する予定。

(注3) 商業統計調査における小売事業所の立地背景別にみた商業活動の実態把握を目的とした昭和57年調査から作成。「中心市街地活性化基本計画」の作成及びその評価のための基礎資料等、地方公共団体において利用。

これらについては、生産物分類の活用及び乙調査の新設に伴うものであること、利用者の利便性の向上に資するものであることから、適当である。

なお、今回、サービス収入の内訳について生産物分類をベースとした品目により把握することから、調査結果を公表する際には、利用者に、これまで適用されていた産業分類との変更内容について十分に周知をすること。また、前回調査と今回調査の調査結果の比較を可能とする観点から、一定の品目群の範囲で対照表を公表する等、適切な対応を行うこと。

さらに、「(ウ) 調査事項の変更」で指摘した「減価償却費」の追加に伴う集計についても計画に追加することが必要であることを指摘する。

(オ) 立入検査等に関する規定の追加

本申請では、第Ⅲ期基本計画を踏まえ、統計法第15条に基づく立入検査等を実施で

きるよう新たに調査計画に記載している。

これについては、第Ⅲ期基本計画で示された方向性を踏まえた変更であり、適当である。

ただし、活動調査における立入検査等の実務的な方策を検討する前提として、第Ⅲ期基本計画では、総務省において調査実施者の協力を得て「統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る」こととされている。

このため、調査実施者は、上記の結論を踏まえ、調査実施時期までに、活動調査における立入検査等の実務的な方策を検討する必要がある。

イ 活動調査及び個人企業調査の同時実施

本申請では、個人企業調査の調査対象である個人経営企業については、活動調査の調査対象と重複が生じることから、活動調査の実施年に限り、活動調査の調査票と個人企業調査の調査票を統合した調査票により、両調査を同時に実施する計画である。

これについては、両調査の重複是正及び報告者負担の軽減の観点から、適当である。

2 統計委員会諮問第86号の答申（平成28年2月16日付け府統委第35号）における「今後の課題」への対応状況について

活動調査については、統計委員会の諮問第86号の答申において、「常用雇用者の内訳区分については、政府統計の統一的な指針として作成された「政府統計における労働者区分等に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、今後の同ガイドラインのさらなる検討状況も勘案しつつ、検討していく必要がある。」と指摘している。

これについては、上記1（2）アの「（ウ）b調査事項の変更」において確認したとおり、今回の変更計画により適切に対応していることから、適当である。

3 今後の課題

・ 次回調査に向けた調査事項の検討

調査事項のうち、「支払利息等」を削除しているが、今後、国民経済計算推計等に必要とされる可能性もあることから、調査結果の利活用ニーズの変化等を把握した上で、次回調査において調査項目として再度把握することについて検討すること。

以上